

## 国立大学法人山口大学基金事務局要項

平成 27 年 6 月 26 日学長裁定

### (設置)

第 1 条 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）に、山口大学基金（以下「基金」という。）の募金活動及び事業を推進するため、基金事務局（以下「事務局」という。）を置く。

### (業務)

第 2 条 事務局は、基金の募金活動及び事業の企画・立案その他基金に係る業務を行う。

### (組織)

第 3 条 事務局は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 総括主査
- (4) 主査
- (5) 室員

### (室長)

第 4 条 室長は、総務企画を担当する副学長をもって充てる。

2 室長は、事務局の業務を総括する。

### (副室長)

第 5 条 副室長は、募金を担当する学長特命補佐をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を補佐する。

### (総括主査、主査及び室員)

第 6 条 総括主査、主査及び室員は、本法人の職員のうちから総務企画を担当する副学長が指名した者をもって充てる。

- 2 総括主査は、室長の命を受け、事務局の業務を処理する。
- 3 主査は、室長の命を受け、総括主査の職務を補佐する。
- 4 室員は、室長の命を受け、事務局の業務に従事する。

### (事務)

第 7 条 事務局に関する事務は、各課の協力を得て総務部総務課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。